

「社会的養育推進計画の策定に向けて」課題の整理・検討③

③ 児童相談所・一時保護所等の改革

- 必要な一時保護に対応できるよう、一時保護所定員の拡大や一時保護期間の適正化を図るとともに、一時保護児童への支援体制(通学、権利擁護、個別化されたケア)の強化が必要
- 効果的な職員の確保や、更なる研修の充実等を図り、質・量ともに十分な人材を確保することが必要

【検討の視点(案)】

○ 一時保護児童への支援体制の強化策について

⇒ 都の一時保護ガイドライン要領を策定し、都の目指す一時保護のあり方・方針を明確化

- ・ 緊急一時保護・アセスメント一時保護の適切な仕組みについて
- ・ 児童の外出・通学の保障、一時保護所における私物の持ち込み、一時保護児童の権利擁護について
- ・ 一時保護の環境や体制整備の強化について(一時保護所の定員拡大、個室化の推進)
- ・ 一時保護児童への個別ケアの強化について(生活面のケア、心理ケア)

○ 児童相談所の体制強化策について(人材の確保策及び人材育成の強化策)

- ・ より質の高い人材の確保策等について
- ・ 児童福祉司等の専門性を向上するため研修計画や人材育成体制の強化について